

夜間金庫ご使用について(夜間金庫規定)

1. (利用目的)

この夜間金庫は、本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ窓口営業時間外に入金する場合に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の預金袋(以下「預金袋」という)に入れ、その預金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、日座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取ってください。

3. (預金への入金処理)

- (1) この夜間金庫に投入された預金袋内の現金・証券類は、翌営業日に当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に入金しますので、遅滞なく入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

4. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5. (手数料)

- (1) 夜間金庫使用手数料は当行所定の料率により当月1ヵ月分の基本料金と利用料金をとりまとめ、翌月の当行所定の日に本人が指定した預金口座から自動振替の方法により充当します。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 解約のときは上記(1)によらず当月中の手数料をお支払いください。

6. (預金袋等の返却)

預金袋ならびに通帳等は当行の入金手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 金庫扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預金袋の開閉に使用します。

8. (鍵・預金袋の喪失・き損)

金庫扉鍵、預金袋および預金袋正鍵を喪失またはき損したときは、直ちに当行所定の書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、金庫扉の不完全な閉扉、預金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について、第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当行は責任を負いません。

10. (解約等)

- (1) この契約は、本人の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、金庫扉鍵、預金袋および預金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の返却手続をしてください。第4条により契約期間が満了し、契約更新されないときも同様とします。
 - ① 本人が手数料を支払わないとき
 - ② 本人の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ④ 本人がこの規定に違反したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫を明渡してください。

- ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

11. (譲渡、転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫扉鍵、預金袋および預金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上